

(申立ての方式)

第三十二条 前条の許可の申立てをするには、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第七條第一項の確認をしたことを証明する経済産業大臣の作成した書面(当該確認に係る合意の内容が明らかにされたものに限る。)を差し出さなければならない。

(遺留分の算定に係る合意の許可審判の告知) 第三十三条 第三十一条の許可の審判は、当該許可に係る合意の当事者の全員に告知しなければならない。

(即時抗告)

第三十四条 第三十一条の合意の当事者は、同条の許可の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

2 前項に規定する者(申立人を除く)は、第三十一条の許可の審判に対し即時抗告をすることができる。

告

○総務省告示第五百九十号

政党助成法(平成六年法律第五号)第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年十一月十一日

政党の名称

自由民主党

異動事項  
支部の数 七七〇九  
うち法第十四条第二項に規定する支部の数 七七〇九

新

旧

自由民主党

支部の数 七七一〇  
うち法第十四条第二項に規定する支部の数 七七一〇

新

旧

自由民主党

支部の数 七七一〇  
うち法第十四条第二項に規定する支部の数 七七一〇

新

旧

自由民主党

附則

この規則は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十一年三月一日)から施行する。

最高裁判所長官 島田 仁郎

省 令

○農林水産省令第七十一号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年十一月十一日

農林水産大臣 石破 茂

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(七十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号中、「新宮港」の下に、「日高港」を加える。

この省令は、公布の日から施行する。

示

○農林水産省告示第六百八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第九條において準用する同法第七條第一項の規定に基づき、生産情報公表牛肉(平成十五年十月三十一日農林水産省告示第七百九十七号)の一部を次のように改正し、平成二十年十一月十一日から施行する。

農林水産大臣 石破 茂

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)第二十九條第二項(第五十五條において準用する場合を含む。)の規定に基づき、生産情報公表牛肉(平成十五年十月三十一日農林水産省告示第七百九十六号)の一部を次のように改正し、平成二十年十一月十一日から施行する。

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産省告示第六百十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)第三十三條(第五十六條において準用する場合を含む。)の規定に基づき、生産情報公表牛肉(平成十五年十月三十一日農林水産省告示第七百九十七号)の一部を次のように改正し、平成二十年十一月十一日から施行する。

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産省告示第六百十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)第三十三條(第五十六條において準用する場合を含む。)の規定に基づき、生産情報公表牛肉(平成十五年十月三十一日農林水産省告示第七百九十七号)の一部を次のように改正し、平成二十年十一月十一日から施行する。

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六百十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第九條において準用する同法第七條第一項の規定に基づき、生産情報公表牛肉(平成十五年十月三十一日農林水産省告示第七百九十七号)の一部を次のように改正し、平成二十年十一月十一日から施行する。

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 石破 茂